

令和4年5月30日

市内障害者施設 御中

名古屋市健康福祉局

新型コロナウイルス感染症対策部

新型コロナウイルス感染症対策室

障害福祉部障害者支援課

## 障害者施設での新型コロナワクチン4回目接種について

平素は、本市の予防接種行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
新型コロナワクチンの追加接種（4回目接種）については、3回目接種完了から原則5か月以上経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者が対象となります。

つきましては、接種を希望する入所者及び従事者（以下「入所者等」という。）が早期に接種を受けられるよう、下記の通り接種体制の構築に努めてください。  
なお、今後国等の方針により変更がある場合は、別途お知らせします。

### 記

#### 1 4回目接種の概要

##### (1) 対象者

3回目接種完了から原則5か月以上経過した

① 60歳以上の者

② 18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者

※上記に該当しない入所者等は、4回目接種の対象ではないことにご留意下さい。基礎疾患の定義等、接種対象者の詳細については、参考3をご参照ください。

##### (2) 接種券送付にかかる申請の要否

本市では、接種券の送付について以下のように取扱います。従来と異なり、接種券の送付には事前に申請が必要となる場合があります。

(ア) 事前申請なしで接種券が送付される方

・60歳以上の方

- ・18歳以上60歳未満の方で、各種障害者手帳等をお持ちの方
- ・18歳以上60歳未満の方で、1・2回目接種において基礎疾患を有する者として接種を受けた方

※詳細については、参考3をご参照ください。

(イ) 申請に基づき、接種券が送付される方

- ・上記(ア)以外の方

※接種券送付についての考え方は市区町村によって異なります。他市区町村に住民登録をされている方については、そちらの市区町村に詳細をご確認ください。

## 2 取り組んでいただく事務

### (1) 接種対象者の確認

接種券をお持ちの方にも4回目接種の対象とならない方が含まれていることに留意し、接種を受けられる方が国の示す要件を満たしているかを必ずご確認ください上で、接種を実施していただくようお願いいたします。

(例えば、身体障害者手帳保持者は申請なしでの接種券発送対象者ですが、60歳未満で基礎疾患がなく、重症化リスクが高いと医師が認めない場合については、接種券を保持していても4回目接種を受けることができません。)

※基礎疾患、重症化リスクの有無については、主治医に事前にご確認いただく他、接種会場での予診の際にもご確認いただけます。

### (2) 接種時期の確認

入所者等のうち、4回目接種の対象となる方について、接種が可能となる時期を確認してください。接種券が届いている方はその接種券を、まだ届いていない方は1～3回目接種時の接種済証又は接種状況等を管理する帳票(以下「管理帳票」という。)等により確認が可能です。(例外的に施設外で接種を受ける入所者等についても行ってください。)

### (3) 接種実施医療機関の確保と接種計画の作成

接種実施医療機関に接種を依頼し、接種医と接種計画を立ててください。当該計画の内容について、本市が照会する場合があります。

### (4) 入所者等への説明・意向確認

4回目接種の対象となる方に対し今回の接種について説明し、接種の希望の有無を確認してください。

説明は、厚生労働省や本市等が作成した資料等を活用しながら丁寧に行ってください。

### (5) 接種券の管理等

(ア) 施設以外の住所に入所者の接種券が届く場合には、その受取人に対し、本人の元に送付・持参等することを依頼してください。

(イ) 接種券を紛失しないよう保管の補助をお願いいたします。(入所者の同意により施設が預かることは差し支えありません。)

(ウ) 接種券が届かない、届いたが紛失した等の方に対して、必要に応じて発行・再発行手続きの補助をお願いいたします。

<4回目接種にかかる接種券発行・再発行について>

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000153225.html>

(エ) 本市の接種券送付対象者で、4回目接種の対象とならない方の接種券については、破棄していただいて差し支えありません。

### (6) 対象者・進捗状況等の管理

管理帳票（様式は任意）等の作成により、接種の対象者及び進捗状況を適切に管理してください。

※ 障害者施設に併設する通所サービス事業所の利用者が同時に接種を受ける場合の接種事務（接種計画の策定、接種医との調整等）については、基本的に障害者施設がまとめて行うことを想定しています。その場合に当該併設事業所が行うべき準備については、この内容を基にお示しください。

## 3 4回目接種券（予診票一体型）発行の代理申請

4回目接種の対象者で、本市の接種券送付対象者となっていない方がいらっしゃる場合、施設が接種券の発行の申請を代理で行い、施設あてに接種券の送付を依頼することが可能です。その場合は、添付の施設等用接種券発行申請書（4回目接種用）を、以下の提出方法にて送付をお願いいたします。

### 【申請方法】

以下の宛先に郵送で申請書を送付してください。なお、申請書については、パスワードを設定のうえ、電子データ（WORD）もメールで送付してください。（パスワードについては別途メールにてお知らせください。また、パスワードの設定方法が不明な場合は、新型コロナウイルス感染症対策室ワクチンGに電話でご相談ください。）

<郵送宛先>

〒460-8508

名古屋市中区三の丸3丁目1-1

名古屋市役所健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室 宛て

※封書に「接種券発行申請書（障害者施設）在中」と朱書きしてください。

<電子メール送付先>

## 4 その他

### (1) 接種実績の照会について

接種実績について本市から照会があった場合には、その報告にご協力ください。

### (2) 接種医が決まる見込みがない場合について

1～3回目接種の際の接種実施医療機関に依頼する等により接種医療機関の確保に努めたにも関わらず、接種医が決まる見込みがない場合については、接種実施医療機関とのマッチングを実施いたしますので、新型コロナウイルス感染症対策室ワクチンGまでご連絡ください。

### (3) ワクチンの手配について

ワクチンの手配は接種実施医療機関が行いますが、配送数について上限量を設けております。障害者施設の入所者等への施設内接種を実施する場合は、モデルナ社ワクチンに限り上限量を上乗せして供給できますので、モデルナ社ワクチンの積極的な活用をご検討ください。

なお接種実施医療機関に対しては別途通知を発出しております。

### (4) 接種券無しでの接種について

接種には原則接種券が必要ですが、5か月以上経過したにも関わらず、接種券が接種日までに届いていないなど、やむを得ない事情がある場合は、例外的に接種券が届いていなくても接種が可能です。詳細は令和3年12月23日付の「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」（別添参照）をご参照ください。

### (5) 他の予防接種との接種間隔について

前後に新型コロナワクチン以外の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおく必要があることにご留意ください。

### (6) 追加接種に係るQ&Aについて

今後、ウェルネットなごやに掲載予定ですので、適宜ご確認ください。掲載ページは次のとおりです。

URL: [https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs\\_jigyosya/2022053000026/](https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/wel/docs_jigyosya/2022053000026/)

## 【お問い合わせ先】

○ワクチン接種の一般的なこと

なごや新型コロナウイルスワクチンコールセンター	電話：050-3135-2252
-------------------------	------------------

○障害者施設でのワクチン接種事業に関すること

健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室ワクチンG	電話：052-972-4389
--	-----------------

<参考1>本通知における障害者施設の定義

障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉ホーム

※障害者施設に併設する次の通所サービス事業所を含みます。  
療養介護、生活介護、自立訓練（生活訓練、機能訓練）、宿泊型自立訓練、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、短期入所、就労定着支援

<参考2>接種券の送付について

本市では、対象者に対し以下のとおり接種券を送付します。（市外に住  
民票がある方に対する接種券の送付時期等については、住民票がある市  
町村にお問い合わせください。）

ア 種類  
追加接種では、接種券が予診票にあらかじめ印字された「接種券  
（予診票一体型）」を使用します。

イ 送付対象者  
市内に住民票があり、本市において3回目接種を完了したことが  
確認できた方に送付します。なお、3回目接種後に名古屋市に転入し  
た方は、別途発行に係る申請が必要です。

ウ 送付時期  
3回目接種を完了した日から原則5か月経過した日を目途に送付  
します。

エ 送付先・送付方法  
住民票所在地に郵送します。

<参考3>4回目接種の対象者及び本市が申請なしで接種券を送付する方

4回目接種の対象者	申請なしで接種券を送付する方
60歳以上の方	60歳以上の方
18歳以上60歳未満の方で下記の重症化リスクの高い基礎疾患を有する方 (1) 以下の病気や状態の方で、通院	18歳以上60歳未満の方で下記の障害者手帳及び医療受給者証等を所持している方及び1・2回目接種において基礎疾患を有する者として

<p>／入院している方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 慢性の呼吸器の病気</li> <li>イ 慢性の心臓病（高血圧を含む。）</li> <li>ウ 慢性の腎臓病</li> <li>エ 慢性の肝臓病（肝硬変等）</li> <li>オ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病</li> <li>カ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）</li> <li>キ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）</li> <li>ク ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている</li> <li>ケ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患</li> <li>コ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）</li> <li>サ 染色体異常</li> <li>シ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）</li> <li>ス 睡眠時無呼吸症候群</li> <li>セ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）</li> </ul> <p>(2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の方</p> <p>BMI 30の目安：身長170cmで体重約87kg、身長160cmで体重約77kg。</p>	<p>接種を受けた方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 身体障害者手帳</li> <li>(2) 愛護（療育）手帳</li> <li>(3) 精神障害者保健福祉手帳</li> <li>(4) 自立支援医療受給者証</li> <li>(5) 小児慢性特定疾病医療受給者証</li> <li>(6) 特定医療費受給者証等</li> <li>ア 特定医療費（指定難病）</li> <li>イ 名古屋市特定疾患医療給付事業</li> <li>ウ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業</li> <li>エ 愛知県特定疾患医療給付事業</li> </ul>
<p>その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者</p>	